

上田市文化芸術施設活動継続事業支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術活動が停滞したことから、市内の文化芸術施設の活動継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を支給することについて、上田市補助金等交付規則(平成18年3月6日上田市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、文化芸術施設とは、映画館、美術館、博物館、劇場、ライブハウス及びこれに準ずる文化施設とする。

(対象事業者)

第3条 支援金の支給対象となる者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長野県の緊急事態措置に伴う休業要請に協力した文化芸術施設等(以下「施設等」という。)を営む事業者とする。ただし、上田市暴力団排除条例(平成24年上田市条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力(以下「暴力団等」という。)である場合又は暴力団等と関係を有する者は、支給対象としない。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めた者は、支援金の支給対象とすることができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1事業者当たり30万円とする。

2 1事業者が上田市において、2以上の施設等を営んでいる場合においても一律30万円とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上田市文化芸術施設活動継続事業支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 長野県に申請した新型コロナウイルス拡大防止協力金等支給申請書兼口座振込依頼書及び支給通知書の写し、又は休業要請中の休業状況がわかる書類(告知したホームページ画像や写真、確定申告書及び帳簿書類の写し等)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、1事業者当たり1回限りとする。
- 3 申請の受付期間は、令和2年10月30日までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、期間を延長することができる。

(支援金の支給可否決定)

第6条 市長は、前条に規定する支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の支給可否を決定するものとする。

(支給決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市文化芸術施設活動継続事業支援金支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に支給決定額及び支給予定日を通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市文化芸術施設活動継続事業支援金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、支援金の支給決定を取消し、既に支給した支援金を返還させることができる。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給を受けた者が支給申請日から3年に満たないで事業を終了したとき。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月14日から施行する。